

# 利益相反管理方針

以下の事項をよく読んでご利用下さい。

ながぬま農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

## 1.対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合等の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引に伴い、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

## 2.利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- ・お客さまと当組合の利益が相反する類型
- ・複数のお客さまとの間の利益が相反する類型

## 3.利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- ・対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する方法
- ・対象取引または当該利用者との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- ・対象取引に伴い、当該利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者に適切に開示する方法
- ・その他対象取引を適切に管理するための方法

## 4.利益相反管理体制

当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。

統括部署は、次に掲げる事項を実施する役割と責任を有します。

- ・利益相反管理方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を的確に

実施するとともに、その有効性について定期的に検証を行い、改善すること

- ・利益相反の特定または管理に必要な情報を入手し集約すること
- ・利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録がなされ、作成日から5年間保存される態勢を構築すること
- ・「利益相反管理方針の概要」を店頭掲示やホームページへの掲載等により公表すること
- ・役職員に対して定期的な研修を実施し、利益相反管理について役職員の周知徹底を図ること

#### 5.利益相反管理体制の検証等

当組合は、利益相反管理体制を監査するための部署を定めます。その監査部署は、利益相反管理統括者をはじめ、利益相反管理に係る人的構成および業務運営体制について、定期的に検証を行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、JAながぬま管理部(0123-88-2223)までご連絡下さい。